大分県災異誌

明治26年10月14日の大分県風水害の抜粋

台風による被害状況を記したものを記述
また、そのときの河川氾濫の様子を掲載

大分測候所　昭和27年9月25日発行

大分懸災害誌第一編

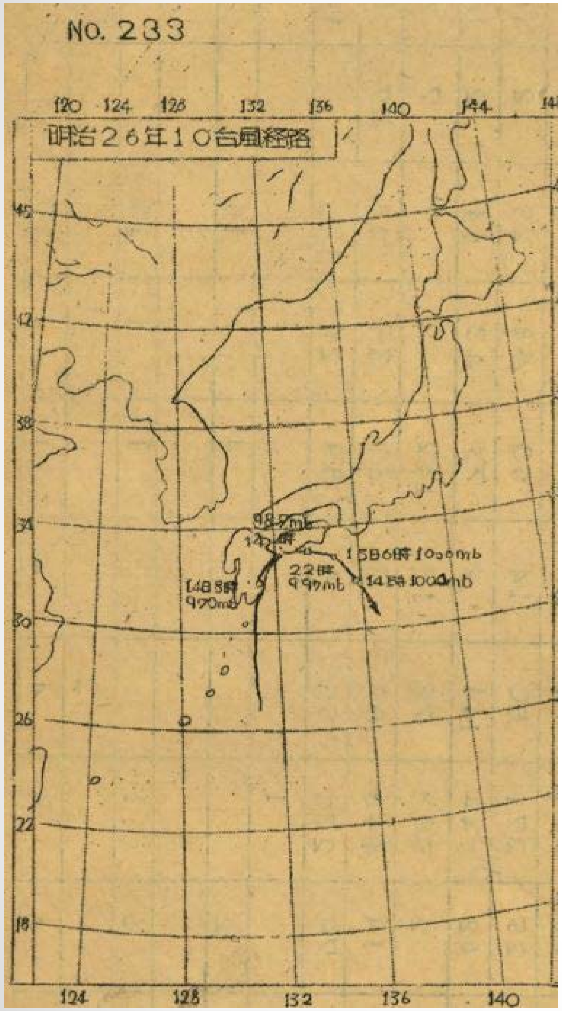

233、明治26年10月13日−15日.(西暦1893年)大風雨洪水

明治26年10月13日より15日にかけての、大分県の風水害は實に数百年来県下未曾有の惨状を極めたり、口碑の傳ふる所に據るに寛永年間一たび斯くの如き大災に遭遇せしことあるも、蓋し今回の如く劇甚ならざりしなり、抑々今回の災害たる、獨り河流の横溢して氾濫したる洪水を現はせしのみならず烈風海嘯並び襲ひ天災地妖一時に発生し所在概ね此患を免かれざりしに因り、古来見ざる所の惨害を極めたるやもとより知るに足るなり。殊に本年は春来旱魃の此より、天雨を降さざるもの殆んど月余に田畑共に旱害に罹るもの多く続いて螟虫各所に発生し忽ち蔓延大に其の勢を逞ふし初秋の交白雨僅かに至りて稲粘漸く蘇かへり虫害も亦駆除防遏の効を顕はし農民聊か愁眉を開き今や将に収穫の期に際せんとするに当り何ぞ計らん、復此桑滄の大変災に罹らんとは實に痛歎の至りに堪へざるなり。

本月10日以降、曇天数日に亘り、12日に至り日色殊々暗くして、陰雲低く垂れ、時々微雨を混して、天候何となく異状を呈せしが越えて13日午前1時頃漸々強雨となり、風亦加はりて瞬時其勢を逞ふし、同日午后4時には、風雨猛烈更に間断なく大小の諸川漸やく増水の兆あり、続いて14日午前3時に至り烈風地を捲き豪雨盆を覆へし百川忽ち潰決して滔天濁地の勢を呈し瞬間にして幾多の生命財産を掃蕩し一時に之を烏有に帰せり。

大分における気象

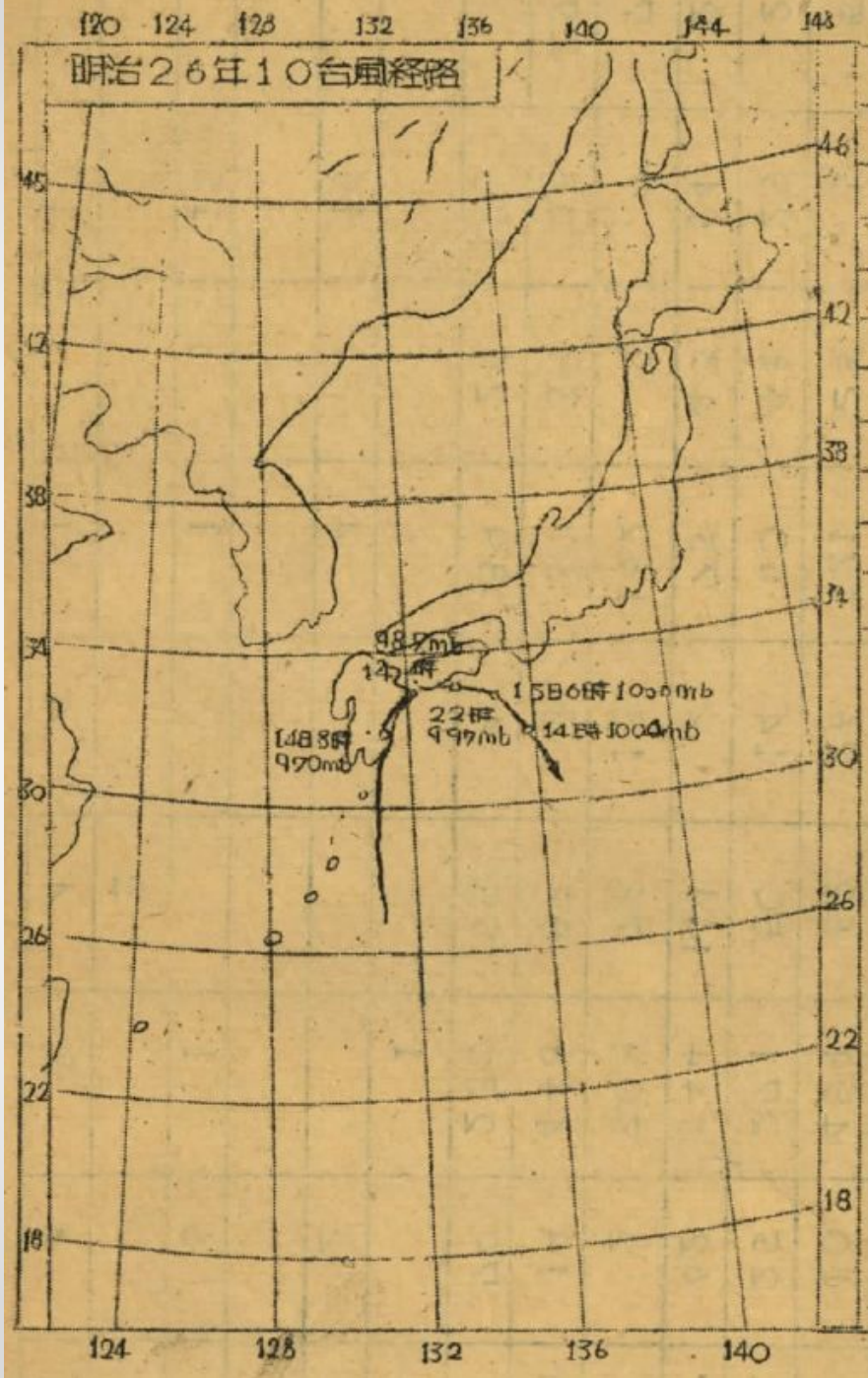

最低気圧	984.7mb	降雨継続時間
同上起時	14日10時30分	75時0分
最大風速	26.6m/s	
同上風向	北東	4時間最大雨量
同上起時	14日10日30分	98.0 mm
瞬間最大風速	不明	1時間最大雨量
同上風向	不明	不明 mm
同上起時	一日一時一分	暴風雨継続時間
最大日雨量	283.9 mm	19時 分(14日)
同上起日	14日	時 分( )
総降雨量	403.4 mm	

大分県内降雨分布（10月13日-10月14日

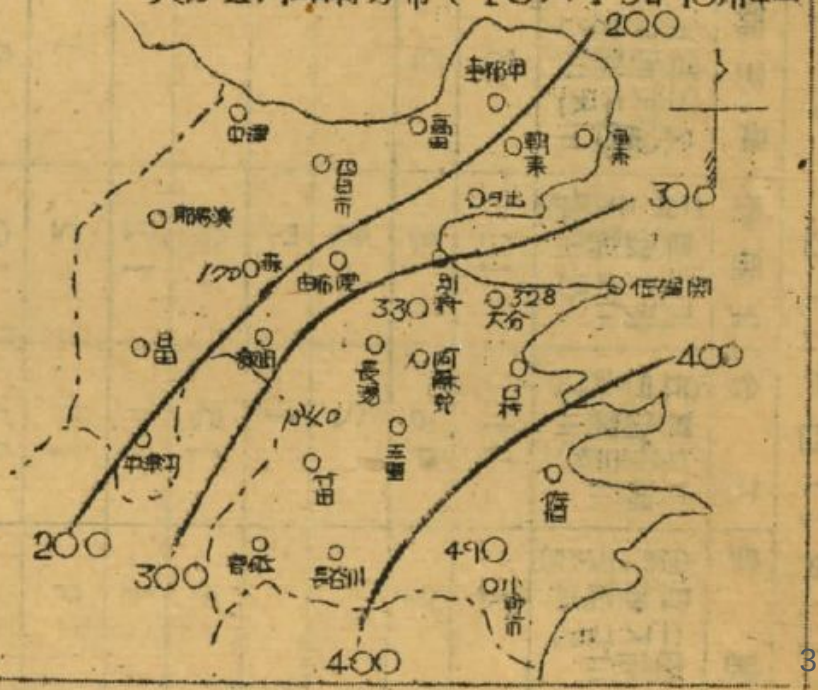

大分懸災害誌第一編

明治26年10月13日より15日にかけての、
大分県の風水害は*實に数百年来県下未曾有の惨状を極めたり*

是日出水の時間は、各地多少の差違ありと雖も早きは未明遅きは午前7時にして其退水は午後4時頃より最も遅きは翌日に及べるあり、其膨漲の猛烈なりしため、僅々数時の間に於て、県内の橋梁は大小強弱の別なく、殆んど流亡し道路も亦里県里を問はずーとして旧形を存せるものなし、又沿海各地は海嘯のために、漂蕩され、西福岡県境より東宮崎県界に至る百数十里の間は築港、堤防、田園等、概ね破壊を失して旧観を存する者甚だ夥しからざりしは、其時変の白日なりしに由る　若し夜間に於けるあらしめば、之に位加するの死傷を現したるや必せりこれ或は不幸中の幸と謂ふを得へきか。（大分県水害誌明治26年）。
大分測候所に於ける当時の気象概況は次の通り

10日南或は南東方の和風吹き、気温は16℃より25℃を昇降し、平均気圧は762粍4にして、前日より少しく降下し、午前6時10分より降雨あり、天候稍々不穏なりしも、さしたる異状なかりしが、爾後晴雨計次第に沈降し　南或は北方の風吹き、13日午後2時より天候不穏の兆あり、晴雨計の下降漸次甚しく、757粍3を示し、風力亦強きを加へ、全日正午12時に至っては、遂に北東の強風起り、以後気圧の沈降愈々速かにして、1時間1粍1の割合を以て下降し、翌14日午前4時に至っては、遂に747粍2に降り、天色益々険悪となり、全午前5時より頗る狂暴を逞ふせり。此の際気圧の沈降最も急劇にして、1時間2粍4の多きに及べり而して尚ほ上昇の模様なく、益々沈降せんとし、天候猛悪にして降雨は盆を覆がへすが如く、1時間の降雨量23.1粍の多きに達したり。爾後風勢更に一層の強暴を極め、全

－37－

日午前10時30分に於て1秒時間26米6（即ち1時間59英里5の割合）を走れり、これ今回風力の最大速度なり、而して14日午前5時より、全正午12時まで11時間依然として北東方の暴風吹き続き、全零時30分に至り風力頓に減殺して、1秒時間7米2の疾風となり、全日正午12時より気圧は微昇を催せりと雖も午後1時より北東の風位北々西に転ずるや、再び強風となり、全8時又疾風となり、降雨全く歇みたり、翌15日午前6時、北西の和風となり、晴雨計追々上昇して、全午後2時757粍を示し風力次第に減衰し、天候漸く鎮靜の状を呈せり、因に記す、今回の暴風雨は近年稀有の強震にして之を明治24年9月14日の暴風雨に比し、最低晴雨計の示度は、73粍高かりしも1秒間風力は反て6.3米強し

大分懸災害誌第一編

大分川

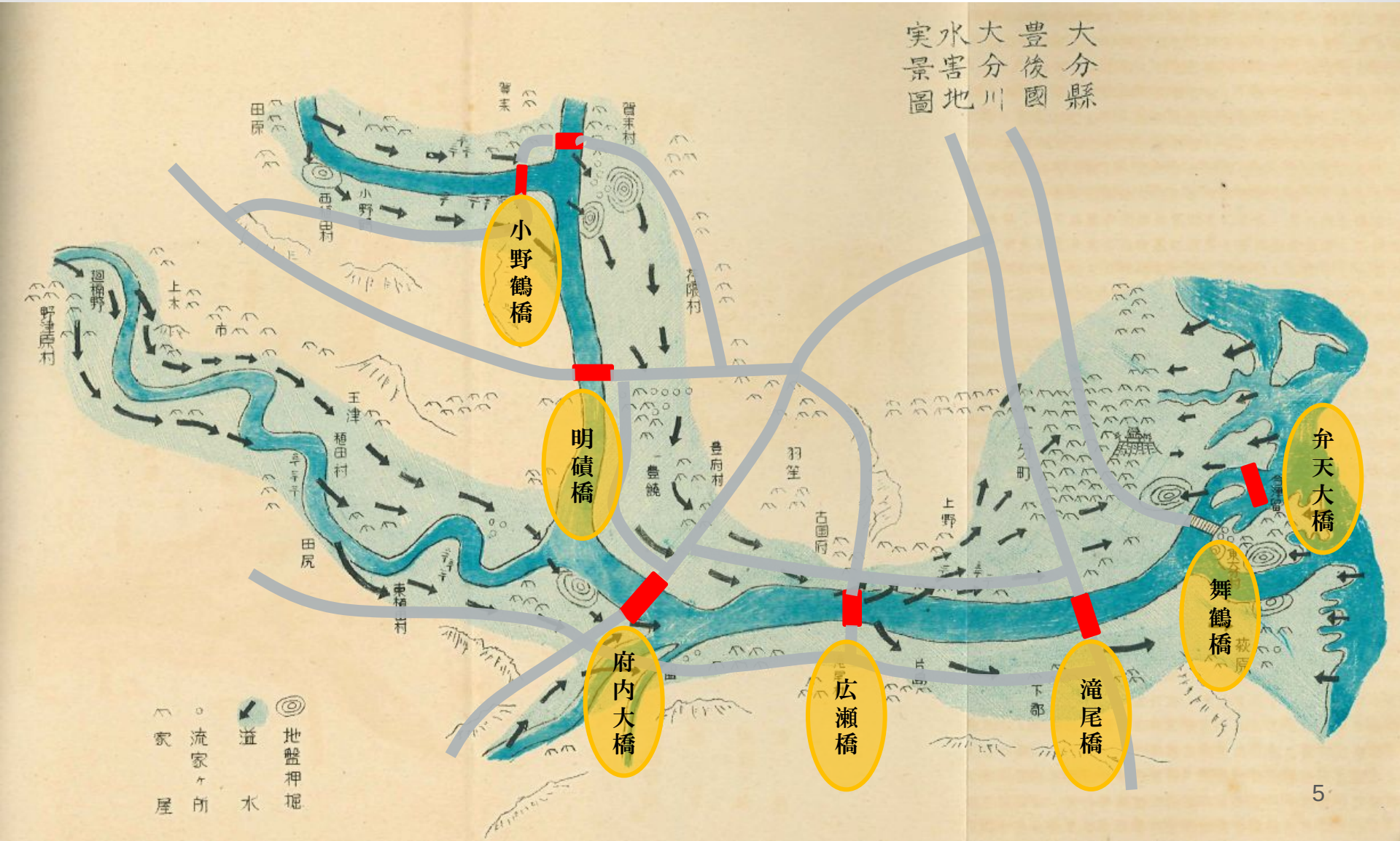

大分懸災害誌第一編

山国川

大分懸災害誌第一編

駅館川

大分懸災害誌第一編

大野川

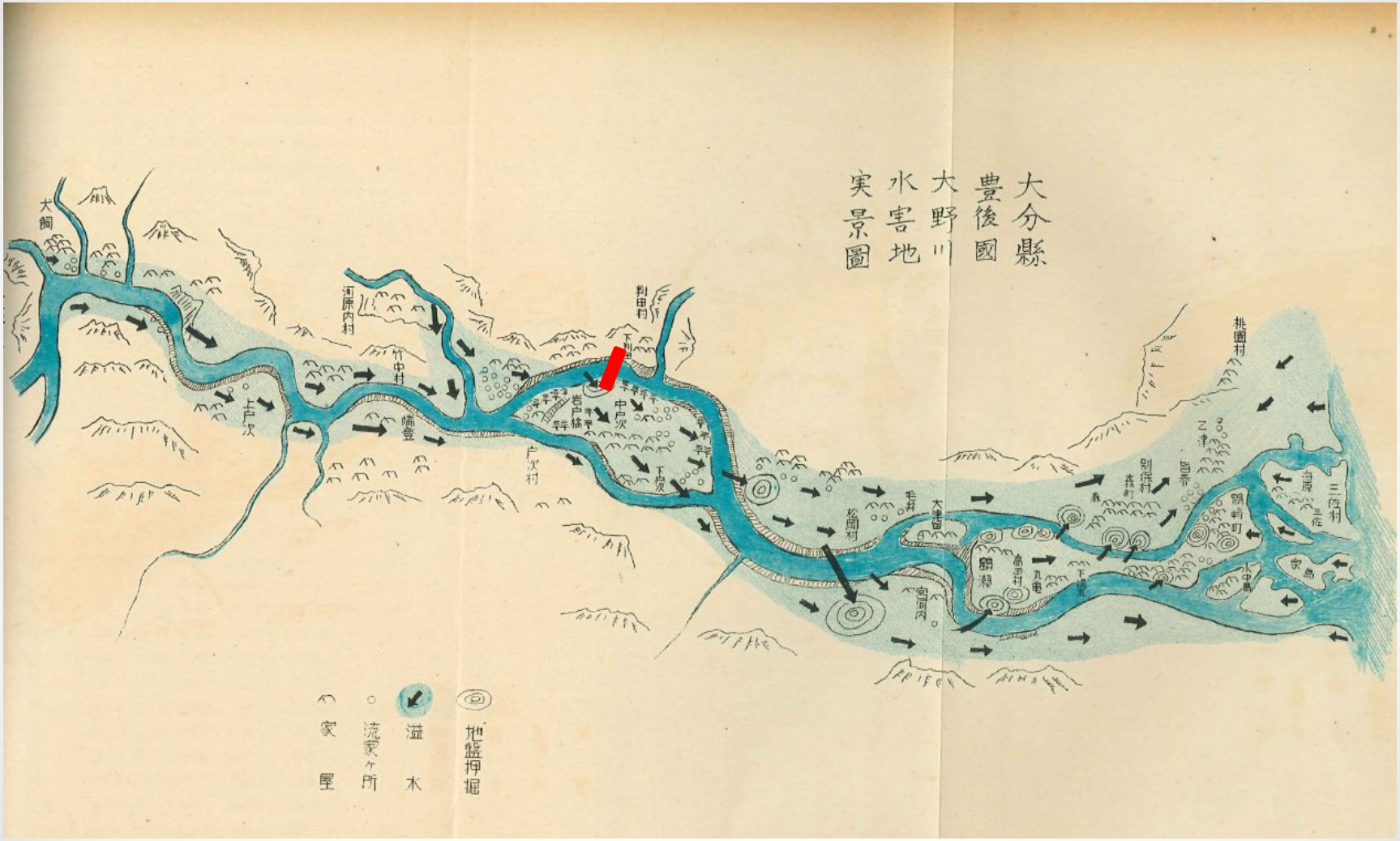

明治26年10月14日の大分懸風水害

明治26年10月14日の風水害は、大分県にとつては、実に数百年未曽有の大風水害であつたものゝようである。

当時大分県の属をしておられた清原道彦氏は、この記録的大風水害について県下一帯の被害状況を詳細に調査され、その結果は「明治26年10月14日大分県水害誌」として書き残されている。この資料には、当時県下各郡町村部落ごとの災害状況、各河川地域の氾濫洪水の模様、沿岸各地の高潮の状況などその一つ一つが克明に記録され、この時の風水害がいかに惨状を極めたものであったかゞうかゞわれる。またこのような大暴風雨に際して、大分県内の各地域、各河川の流域、および沿岸各地などが、それぞれどのような「くせ」をもって氾濫、決潰、高潮などを起こすかが伺われ災害防止対策上の参考資料として実に貴重な記録である。

以下は、この実録に記載されてあるものゝ中から、大分県内各郡別の被害状況および主要河川流域、氾濫状況の概略を原文のまゝ記して紹介する。

１．水害の景況

　明治26年10月14日大分県の風水害は実に数百年未曽有の惨状を極めたり。口碑の伝うる所に拠るに寛永年同一たび斯の如き大災に遭遇せしことあるも、蓋し今回の如く激甚ならざりしなり。柳々今回の災害たる獨り河流の横溢して氾濫たる洪水を現せしのみならず、烈風海嘯並び至り天災地妖一時に発生し、所在概ね此患を免かれざりしにより、古来見ざる所の惨酷を極めたるや因より知るに足るなり。殊に本年は春尾夏頭の比より天雨を降さざるもの殆ど３月、ために田畑共に旱害に罹るもの多く、続いて蝗虫各処に発生し忽ち蔓延大に其勢を逞うし初籾の交白雨僅に至りて枯稲漸く蘇し、虫害も亦駆除防遏の功を顕し、県民馴か愁眉を開き、今や将に収穫の期に際せんとするに当り、何ぞ計らん復此柔滄の大変災に罹らんとは実に痛歎の至りに堪えざるなり。
本月１０日以降、曇天日、数日に亘り、１２日に至り日色稍々暗くして陰雲低くたれ時々微雨を洩して天候何となく異常を呈せしが、越えて１３日午前１時頃稍々強雨となり、風亦加わりて遂時其勢を逞うし、同日午後４時には風雨猛烈更に間断なく大小の諸川漸く増水の兆あり。

続いて１４日午前３時に至り、烈風地を捲き豪雨盆を覆し、百川忽ち潰決して滔天撼地の勢を呈し瞬間にして幾多の生命財産を掃蕩し一時に之を鳥有に歸せり。
是日出水の時間は各地多少の差違ありといえども早きは未明、遅きは午前７時にして、其の退水は午後４時頃より、最も遅きは翌日に及べるあり。其の膨漲の猛烈なりしため僅々数時の間に於て、県内の橋梁は大小強弱の別なく殆ど流亡し、道路も亦国県里を問わず一として旧形を存せるものなし。また沿岸各地は海嘯のために漂蕩され西福岡県境より東宮崎県界に至る、百数十里の間は築港堤防田園等概ね破壊亡失して、旧観を保する者甚だ稀なり。但し其勢の猛烈なるに比較して、人畜死傷の甚だ夥しからざりしは、其時変の白日なりしに由る。若し其れ夜間に於けるあらしめば、之に倍蓰するの死傷を現したるや必せり。是れ或は不幸中の幸と謂うを得べき欤。
県内被害の概略は、死者２８０人、負傷者９７人、死畜２０９頭、流失および倒壊家屋６，０４４棟、浸水家屋１５，３３４棟、被害田畑宅地塩田等４，９００町余。
今各郡に於ける当時の状況を挙ぐれば次の如し。

２．各郡の被害状況

本郡に在っては、大分町、鶴崎町、高田村、戸次村および大分港等を以て、最も被害の甚だしき所とし、桃園、別保、松岡、竹中、判田、賀来等の諸村また皆之と伯仲の同に居れり。大分町は県庁所在の地にして、戸数３，０００、人口１５，０００余。北は海浜にして、東南に大分川あり。該川氾濫して市街を横流し、海潮暴漲して滔々地を捲き来て其流水を支え、為に一層の水量を高め之を以て瞬時の間に忽ち、大分全街は変じて一面の湖海となり、街路の如き、深きは人頭を没し、各家に在ては床上５、６尺乃至１２尺、其浅きも床下におよばざるはなく、剰す所は唯県庁、裁判所、寺院等高所に在る３、４の建物に過ぎず。其流失家屋および死亡者の多からざりしは、流水と海潮と相支持し、流勢急激ならざりしに由る。是れ不幸中の幸いと謂うべく、然れども障壁の如きは概ね潰崩せざるはなく、其悲惨凄愴の状況実に想像の限りにあらざるなり。

鶴崎町は大分町を距る２里餘の東方に位して、大野川末流の沿岸にあり、故に此地は古来水害を被ること少なからざるを以て、住民皆避難の術に慣れ、用意最も疎ならざりしも、如何せん其水量非常に高く、実に古来未曾有の大洪水なりしを以て、二階其他高所に搬出せし家財物品等皆一蕩して剰さず、加え沿岸の家屋は或は流亡

し或は壊倒し、また或は数抱巨大の大樹根枝附着のまま大厦堅倉を突串するあり。如此有様なるを以て、其僅に剰す所のものも多くは傾斜屈曲し而して障壁落ち床板脱し、四柱以て、僅に其転覆を支うるのみ、流亡の地は或は礎石散点し、或は一大溜池を為すあり。また此地流末に小中島と云う一つの洲潟あり。一潟直に地を穿ち去りて１０数丁の間磧地となり圃園林藪の跡更に見る所なし。但し鶴崎町の被害は其上流なる丸亀の堤防潰決し奔流の是より其背後を突貫せしに由る。其水勢の猛烈なる。所謂一潟千里損傷の大なる知るべきなり。

高田村は鶴崎の上部にして、仍ほ大野川に沿い而して其支流乙津川の廻環するあり、本村の被害は鶴崎に比し更に一層の酷烈を加え就中最も惨害を極めたるは大字鶴瀬（一名鵜獵ヶ瀬）の地にして、屋背にて津川の大堤防あるもの数百間一時に潰決し、之がために家屋の一斉に流亡せしもの凡そ３０餘戸、為に其居住者中多くは溺流し、即ち鶴瀬一部にして行衛知れざる者６０人、而して家屋流亡の跡を見るに沙礫渺茫一大磧地となり、更に屋片礎石等の存するなし、故に其旧様を知らざる者に在ては、看て以て旧来の磧地と倣し、其惨害の酷烈なるを弁ずるに由なきの情あり。然れども熟々其四辺の形状に就て観察を下すときは、自ら之を知るに足り、人をして悲哀の情惨膽の念に堪えざらしむるものあり。

四野凄愴として雞犬の声なく、而して渺々たる磧上に悄然佇立する老娼あり。潜然涕泣する小婦あり。

　また高呼喚叫以て母を追うの児女あり。或は死体を捜索物色するの壮丁あり。監視救済に関するの吏員等之を訪うも茫然として応ずる所なく唯樶残の樹梢に流塵の掛留し凄風に歴乱するあるのみ、嗚呼世間何者か又之に比するの惨害あらんや、本村死亡者７７人。

　戸次村は又高田の上流にして大野川に沿うて部落を為せるものなり。本村部落は概ね平野にして、水面と殆ど高低なく、もと本流の直径に当たれるを以て、霖雨等の際は旧河川に復し、水量また小ならず。而るに堤防は新古とも一帯に天然の丘陵林藪に依り特に築工を用ゆるものあらず。是れ蓋し水流の激当衝突甚しくして尋常堤防の能く防禦し得べからざるの地なるを以て、古来特に丘陵の如き緩大なる盛土を以て林藪となし、以て堤防に換えたるものならん。其林樹は多くは杉材にして一帯の老松を交え森々繁茂し、河川に沿うて連亘たり、然るに水量の大なる膨漲の激なる。乍ち其森林丘陵を崩潰して流勢一面となり濁水__浸全部落を没し、各戸の浸水概ね床上５、６尺に至る。

但し当部落は地形低きが故に家屋は皆路面より５、６尺の高きに在り、而かも猶其浸水の床上５、６尺なるは、以て水量の大なるを知るに足る。又丘陵を潰決し土砂を流入せしを以て、流失を免かれたる家屋に在ても屋内淤泥堆積して腔を没するに至る当地は高田村の如く数十の家屋を一斉に排蕩せしものなしと雖も４、５戸若くは７、８戸各所に於て流亡し、而して其流亡と共に、
家人を併せて埋没したるもの少なしとせず。今其二三を挙げんに中津留各地に在ては６軒の内４軒を流亡し死者１１人。また或る地に在ては一家８人家屋と共に皆流没し或はまた９人の家族中溺没し１少女の流材堆積の間に圧せられ却って死を免れたるあり。
また或は終日蛇蝎と共に樹上に在て漸く一生を得たるあり。または古来浸水の蘆なき高所の堅屋と為し衆人の頼を以て避難し来りたるもの乍方蕩尽して痕跡だも止めざるあり、其悲惨の状謂うべからず。而して減水の後死体の出没するを見る者頗る多く就中母子相擁するあり。兄弟相繋ぐあり。其親族旧故等之を得之を視て慟哭哀叫するの状実に悲惨の極、其状況今猶眼中に在て去らず。

其惨状害豈に又深且つ大ならずや、又本村に於ては前顯の如く防水の林丘を蕩尽し地骨を露出せるの有様なるを以て自から河流の注入を免かれず、加之古川筋は砂礫堆積して分流を擁塞せしを以て、若し一朝霖雨等あらば、流水一に新川路により再び此惨害を被るべきの恐あり。是を以て同部落の人民は災後更に一層の苦心を生じ寝食だも安せず、此防水の設計は最も焦眉の急に属し、危険実に謂うべからざるなり。本村死亡者５０有餘人、流亡の牛馬５０有餘頭。

大分港（或はかんたん港と謂う）は県庁を距る２７丁西方に在り湾に依りて３方に石堤を築き汽船其他船舶の常に出入碇泊するもの多く、本県に在て最も要港とする所なり。其築港は竣成後未だ年久しからざるに、乍ち海嘯の打破するところとなる。遺憾謂うべからず、柳々当日海上の状たる風向北東猛威を逞しうし之に加うるに豪雨覆盆地を刺すの勢あり。然るに又海嘯滔天を撼がし大涛激浪以て大小船舶を震蕩し、乍方埠頭岸下の別なく一上一下打去り打来り省々潰崩粉砕し湾上又船影を止めざるに至る如此猛烈なる有様なりしを以て、築堤は漂材船舶以て之を衝き激浪以て之を蕩去し、或は岸上に大船を撐置せるあり。海王雨師風伯の合縦して兇威を逞うせしを以て、其現況の猛悪激烈なる終に名状すべからざるなり。是より西別府湾に至る沿岸の国道３里の間は山崩れ岸欠くるもの１０数ヶ所、而して崩土倒木以て途上乍ち山を作り林を為し欠岸壊途以て乃ち巌骨を露し砂磧を現し道路全く杜絶するに至れり。別府湾も亦大分港と同じく築堤を砕破し船舶を滅烈し剰すもの僅に数艘に過ぎず。海辺の一温泉場新湯なるものに在ては数舟累々串入するを見る。又此地は市背の一渓流（浅見川と言う）堤防を決壊し溢流の家屋田圃を浸すありて、其被害亦軽からざるなり。但し別府は速水郡に属すと雖も被害の関係により茲に附記す。以上の外各村被害の惨況は皆軽少ならずと雖も大小異なるを以て之を略す

（ロ）宇佐郡

本郡は駅館川真中部を貫き、而して北方は海に瀕す。駅館川は其源を速水郡由布嶽に発し、而して諸川渓流の漾合するもの夥多なるを以て出水の際は水勢一時に加わり頗る強大なり。当日の増水は其国道たる駅館村船橋の在る所に於て平水より高きこと２丈４、５尺、而して、被害の最も大且つ惨なるものを挙ぐれば、龍王、安心院、駅館、長峯等の数村とす。龍王村は駅館川の上流にして、数流域の間に介在し且つ山を負うの地なるを以て、堤防の潰決橋梁の流失および家屋の被害等頗る多きのみならず。山嶽崩壊の大なるが為に一層の惨害を極めたり。其地たる大字今井にして其嶽上崩潰し砂石泥土を伴うて、潰落し濁流混々以て下辺数１０の家屋を破壊埋没し、其深きこと数尋におよべり。此際遁脱すること能はずして、流没せしもの７、８人にして、其死体をせしもの僅に両個、而して、今日に在つても誤て其深泥に陥るときは、乍ち埋没して免るゝを得ず。加え猶其近傍山嶽に於て将に潰裂せんとするものありて頗る危険の状を呈せり。故に本部落は今後の風雨に際し又如何なる変状を呈するや知るべからず。為に住民皆其堵に安ぜず。全部落挙て他に移住せんとす。其状実に憫諒に堪えざるなり。安心院村は、龍王村に隣接し、而して川流の衛に当れる地なるにより堤防の潰決するもの少なからず、是を以て浸水砂入の田畑等多くして其被害前村に譲らざるなり。

駅館村は国道線に属し、駅館川に沿うの地なり故に其氾濫の衝に当れる部落、即ち法鏡寺（地名）、川部、畑田、上田等沿岸の地は居家田畑一体に崩壊し流没し、其のたまたま存在の家屋も戸々皆傾斜屈曲し甚しきは半ば深泥に埋没するあり。就中法鏡寺は堤防壊決の為に１３戸中１戸を除く外、他は皆流亡して形跡を止めず。此辺一面の沙漠と変じ而して最も無情悲惨に堪えざるは、一丘の共同墳墓地崩壊して白骨の砂上に散乱せる是なり。また川部は其戸数凡そ１２０戸、概ね潰倒埋没、一も完全なるものあるなし。此地死者少なからず。即ち或は翁媼共に潰屋に圧せらゝるあり。夫婦相携えて深泥に横わるあり。而して暴溢の最も激なる所新に一條の流域を為し前後河流も囲繞せらるゝに至れり。是を以て此地の住民は遁路を失し頗る避難に窮したりしも之に比し、死者の甚だ多からざりしは誠に僥倖と謂うべきなり。長峯村は赤尾字本谷の被害を以て最も激烈なりとす。即ち此部落の上辺に上下相重なりて２個の大溜池あり。堤防高くして且つ巾広く築造最も堅牢と呼ぶ者、連日の豪雨に潴水充満せしを以て池下の人民戮かし百万其潰決を防ぎ且つ減水の策を施したるも其効なく、既に潰裂せんとするの状況に迫りしを以て、老幼相携えて近傍の丘陵に攀ぢ登るや乍ち潰裂し、其奔流滔天の勢を以て家を捲き地を穿ち看々一条の川流を現出し、大字大根川に至り矢立川を経て下毛郡今津浦に突出せり。之が為に家屋流亡し、又其僅かに流亡を免たるも家財器具及貯穀物皆一掃せられて剰すとこ

ろなきに至れり。其の激烈なる知るべきなり。
其の他柳ヶ浦村、和間村、津房村、両川村、糸口村、横山村等、其の被害の度皆之と大差あるなし。又本部に在つても八面山の崩潰により其害を被るもの少しとせず。
而して沿海に属するものは皆海嘯の害を以て大とするも其状況一に枚挙に遑あらざるなり。
（ハ）下毛郡
本郡は福岡県に隣して山国川に沿い、而して一方は海濱に属す。是を以て該川及海浜一帯の地、被害最も大なり。山国川は非常の洪水にして、平水より高きこと３丈２、３尺、故に其の沿岸村落は、其の害を被らざるもの一としてあるなし。就中被害の最も大なるは上津村大字跡田、即ち耶馬橋近傍より下流とす。堤防の潰決するもの数１０ヶ所田畑、宅地等の荒廃に属せしもの亦数１０町歩の多きに渉り、殊に雇居村大字高瀬字甘木より豊田村大字下宮永字新刎に至るの間は水勢の最も猛烈を極めし地にして、或は奔流地を穿ち為に一の小湖を為すあり。或は石礫堆積して一の小丘を為すあり。其惨状実に言うに忍びず。家屋の破壊流亡等亦頗る夥多なりと雖も其浸水の最も甚しきは中津町にして、殆ど全市におよび、其状況大分町に異ならず。犬丸川筋は其水源なる八面山の決潰数１０ヶ所におよび、尚山下に位する

深秣村大字源水（地名）の地所々に陥落を生じ孰も多量の濁水を噴出せしため、渓流忽ち暴漲し田圃家屋等を押流し良田変じて河川となり、河川却て荒蕪の地となるあり。其水勢の激烈にして、惨害を極めたるの状況想見するに堪えたり。加之山口村に於ては猪の河内池の堤防潰決し、是亦非常の暴威を逞うし之が末流なる犬丸川に沿うたる大幡三保尾紀櫻州等の諸村は河水の氾濫せしため多少の損害を被らざるなく、実に未曽有の変事と謂うべきなり。

沿海地方被害の現況は位置と堤防の長短等により小差ありと雖も大江村字龍王新開より櫻州村大字鍋嶋に至る一帯の地は皆害を被らざるものなく、就中尤も甚だしきは大江村の内米山新開和田村の内涛崎新開にして、米山新開と小松新開の中央に人家２４戸涛崎新開の北隅にも亦１０余戸ありしが孰も怒涛激浪の為に堤防潰決の恐れあるを以て強壮の者悉く之が防禦に従事し、百方尽力せしも怒涛山の如く加うるに山国川反他より漂流し来れる無数の木材は激浪に捲かれ怒涛と共に堤防に突衝し終に堤防潰決するに至れり。是に於て家屋および貨財を顧みるの遑なく漸く老幼婦女を扶けて一生を得たるも、堤防は悉く破壊し、家屋は怒涛一繋の下に破砕せられ、又一の形体を止めず、又米山新開も僅かに３戸を剰すのみ。而も其家財は悉皆流失し共に目下の衣食に窮するの悲境に陥るものあり。又和田村大字田尻の大半は塩田によりて生活をなすもの一朝海嘯の洗う所となり、貯塩多きは２００～３００石、

貯塩多きは２００～３００石、少なきは４～５石、加うるに貯溜の塩水も皆一掃し且つ其荒田は復旧の見込なきを以て、多数の細民は忽ち活路を失し他の扶助を得て僅に露命を維持するも其窮迫且夕にあり。其他の新開も概ね潮水の浸入等被害の状以上に異るなし。
又他各村の状況も大同なり。

（ニ）北海部郡
本郡は大分郡の東隣にして、海浜に属し、而して一方は大野川に沿えり。道路堤防家屋田畑等の被害は案より無数。其郡衛所在の地たる旧杵市街の如き過半床上横流の浸す所となり、舟楫を以て相往来し、其最も深きは軒端を洗んとするに至り、萬里橋初め、橋梁の流失するもの夥しく当時通路杜絶して市外の状況は更に知るに由なき等、実に当地に在しては古来未曽有の変事とす。其景況又大分町に彷彿たり。
其他各村の被害は大同小異、山嶽の崩潰するあり、海潮の侵入するあり、其惨況枚挙するに遑あらず。就中大野川の沿岸、即ち大分郡松岡村の対岸なる川添村大字宮河内の如き、近時１万円許り買して築造せし一大石堤なるも、乍ち潰決して奔流直湿地を穿ち田を洗い直に一面の湖海と変じ、村役場近傍に於て水量３丈余為に家屋の流亡破壊するもの数１０戸、溺流するもの２０余人、其奔流地を穿つの所一大

楠樹の周囲四、五抱なるを洗出し其上に又二抱余の老松顛仆するあり。蓋し楠樹は此の老松の生育已前に在て既に埋没せしものに係ると言う。果して然りとすれば其楠樹は幾百千年を経たるものなりや知るべからず。惟うに是亦往古洪水等地変の為に埋没したるものならんか、今や又未曽有の大洪水に依て現出するに至る豈に奇ならずや。其水勢の非常激甚にして猛烈なる知るべきなり。東大在村死体の漂着するもの少なからず。而して或は手足断ち頭髪脱し身体完具せるもの稀なり。是れ奔流激浪に捲去打撲せられたるに由るが、其惨状見るに忍びざるなり。此外各村の被害又孰も軽少ならざれども其状況大同なるを以て略す。

（ホ）西国東郡

本郡は宇佐郡に接し海に沿うて東北に突出せるの地なり。本郡中被害の状を観るに其最も甚しきは呉崎村及高田町とす。而して呉崎村は其村内の中央を横断する広瀬川および南部を通過する石部川共に膨漲し、広瀬川千間堤の東方なる田圃を一面に浸し尋て其流勢逆行して北部の人家に浸入し深さ乍ち２尺内外におよび、又石部川汐除堤防広瀬川を南北に隔る５～６町の間に於て５ヶ所、其他堤防処々潰決し激流の湊注する所、地底を穿つこと数尋の深きに至る。此数ヶ所の壊堤の為に東方の浸水は稍々減量せしも同時に西方の田圃一斉に増水し、且つ時恰も満潮に際し、広瀬石部両河口より潮水浸入し其逆行の勢力頗る猛烈、為に上下相激

て放水の途を塞ぎしより更に一層の水量を高め作物は悉く水底に没し、全面恰も海洋の如く人家も亦皆其中に在て浅きも３～４尺、深きは床上４～５尺に及び、加え風勢強暴屋を破り樹を倒し、此時又海嘯の相応ずるありて、激浪船舶を捲き怒涛堤防を衝き、其勢最も猛烈、為に沿岸の家屋は悉く破壊流亡に罹り、田畑又全形を保するものあるなし。夜半におよんで漸く風雨共に減勢せしも爾後数日の間猶未だ浸水の去らざるもの数所あり。
高田町玉津村も略々右に同じく桂川膨漲して玉津村市街を浸し、高田町は__に家屋甚しき浸水に至らざりしも字新開一円湖海と変じ白波天を打つの勢あり、両所とも如此有様なるを以て遁路に迷い他に避くること能わず。僅かに其水中の家屋に在て他の救助を待つと雖も如何せん風雨水勢共に猛烈にして船を行る能わず、看々夜に入り終に救助の術なく漸く翌１５日の未明に至て之を救出するを得たり。
陸上既に如此又海上の風波は更に一層の猛威を逞し、波涛の動揺山の如く、為に其船舶の破壊漂流するもの幾許なるや知るべからず。即ち今に至るまで沿海に死体の漂着せるもの少なからず。当日海陸険悪の概況想見すべきなり。

（へ）南海辺郡
本郡は北海辺郡の南東に在て、猶海に沿うの地なり。其災害の景況又北海辺郡に似たり。夜来の風雨異常にして佐伯町の如き、番匠川水量看々上騰し、為に消防組は東奔西走視力を尽して防禦すと雖も奈何せん。風雨益々加わり殊に海水膨張し、為に各所の堤上に漲り奔流一面に迸入し遂に市街一円に浸水となり、深きは床上７～８尺より２～３尺。其景況最も危殆是を以て市街の混雑大方ならず。小壮者は老幼を扶助に忙わしく各戸競うて助舟を呼び、甲に応ずれば乙に便ならず。其間又貨物を舟送するもの１０数艘。市街に縦横来往する等、実に名状すべからず。幸に白昼且つ午後３時ごろより減水に傾きたるを以て、市内には死傷者あらず。又他村々に在ても或は堤防潰決山嶽崩潰家屋の流亡人畜の死傷耕地を荒し家財を失う等其惨状謂うべからず。当地１９年の洪水（明治１９年）に比し、水量高きこと数尺、故に其損害悲惨を極むるの状更に一層の甚だしきものあり、一々名状するに忍びざるなり。
（ト）その他の各部
上記の外、大野郡、玖珠郡、日田郡、直入郡、速水郡、東国東郡等敦も皆大害を被らざるなしと雖も、其状況前項に掲ぐる各郡とは其状況稍々軽きに属するを以て之を略す。